

入札説明書

令和4年札幌市告示第188号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和4年1月20日

2 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当（電話 011 - 818 - 3413 FAX 011-812-5203）

メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

東部スラッジセンター等脱水汚泥運搬業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

仕様書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は「基本業務1月当たりの単価」で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は「基本業務1月当たりの単価」（入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額）のほか、次表に掲げた項目ごとの単価とし、その金額は入札書に記載された金額に次表に示す係数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

項目	契約単位	係数
比例業務	1トン当たりの単価	0.00304722
比例業務（深夜時間帯）	1トン当たりの単価	0.00343348

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であり、かつ、本店所在地が「市内」であること。

(4) 北海道知事又は札幌市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者であり、その事業の範囲に「汚泥」が含まれていること。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 入札手続等

- (1) 入札書の提出期限
令和4年2月7日(月) 16時00分（必着とする。）
- (2) 開札の日時及び場所
令和4年2月9日(水) 10時10分
札幌市下水道河川局庁舎 1階入札室（住所は上記2に同じ）
- (3) 入札書の提出方法
入札書は別紙1の様式にて作成し、送付又は持参により提出すること。（電送による提出は認めない。）
 - ア 入札書を持参する場合
封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年2月9日開札〔東部スラッジセンター等脱水汚泥運搬業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。
また、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙2）は入札書と同封せず提出すること。
 - イ 送付とする場合
二重封筒とし、外封に「令和4年2月9日開札〔東部スラッジセンター等脱水汚泥運搬業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れること。
 - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札書の提出場所

上記2（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎3階 事務室窓口で提出すること。）

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、同時に他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札保証金

免除する。

(7) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなかったときは、当該入札は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災の他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行者又はその補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行者又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

6 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(4)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

(2) 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 再度の入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内

(札幌市の休日を定める条例(平成2年6月15日条例第23号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別紙3及びその添付書類)を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(4)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記(4)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 落札者となる者がなかったとき

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者のうち、入札参加資格の審査の結果、落札者となる者がなかったときは、再度の入札を行う。この場合において、上記(4)又は(5)に基づき入札が無効となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、この再度の入札は、上記(3)の再度の入札を含め、2回を限度として行う。

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

7 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た額を合算した金額)の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙4のとおり

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、書面(別紙5)にて、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

ア 提出期限

令和4年1月31日(月) 16時00分まで

イ 提出先

上記2と同じ。なお、ファクシミリ又は電子メール送信後は電話により着信確認をすること。

ウ 回答書の閲覧

回答は、令和4年2月2日(水)までに、適宜、上記2にて閲覧に供するとともに、下水道河川局のホームページに掲載する。

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(3) 免税業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙6）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2と同じ。

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。